

未成年の子の親権者の指定について

民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）が令和8年4月1日より施行され、これまで、離婚後の未成年の子の親権は、父母のどちらか一方に定めなければなりませんでしたが（単独親権）が、この改正に伴い、離婚後の未成年の子の親権を父母が共同で行うこと（共同親権）もできるようになりました。

離婚時に未成年の子がいる場合、親権者の指定について、以下の記入例に従って漏れなく記入してください。

1 親権者を協議で定めた場合

未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子	荒川 一郎、 荒川 二子	
	父（夫）が親権を行う子		
	母（妻）が親権を行う子		
	親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子		
	<small>（協議離婚で親権者の定めをした場合）初選なければ、それぞれが☑のようになるしをつけてください。</small>	夫 <input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	妻 <input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。

内容を確認し、
夫妻それぞれが
チェックしてください

（中略）

その他			
届出人署名 夫	荒川 太郎	印	妻
（※押印は任意）			荒川 花子
			印

2 裁判所の手続(調停、審判、裁判等)で親権者を定めた場合

未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子	
	父(夫)が親権を行う子	
	母(妻)が親権を行う子 荒川 一郎、荒川 二子	
	親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子	
<input type="checkbox"/> チェックは不要です	夫 <input type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	妻 <input type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。

(中略)

その他	
届出人署名 夫 (※押印は任意)	妻 荒川 花子

調停等の申立人等が署名してください。

3 親権者の指定を求める家事審判/家事調停の申立てをしている場合

未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子	
	父(夫)が親権を行う子	
	母(妻)が親権を行う子	
	親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子 荒川 一郎、荒川 二子	
<input type="checkbox"/> チェックは不要です	夫 <input type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	妻 <input type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。

(中略)

その他	
届出人署名 夫 (※押印は任意)	妻 荒川 花子

協議離婚は夫妻双方、調停等の場合は申立人等のみ署名が必要です。